

令和7年度  
福岡市トライアル優良商品認定事業  
募集要項



令和7年 4 月  
福岡市

【募集期間】

令和7年 4 月 1 日(火曜日)から

令和8年 3 月 31 日(火曜日)まで

【申請書提出先・お問い合わせ先】

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル2階

福岡市経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課事業支援係

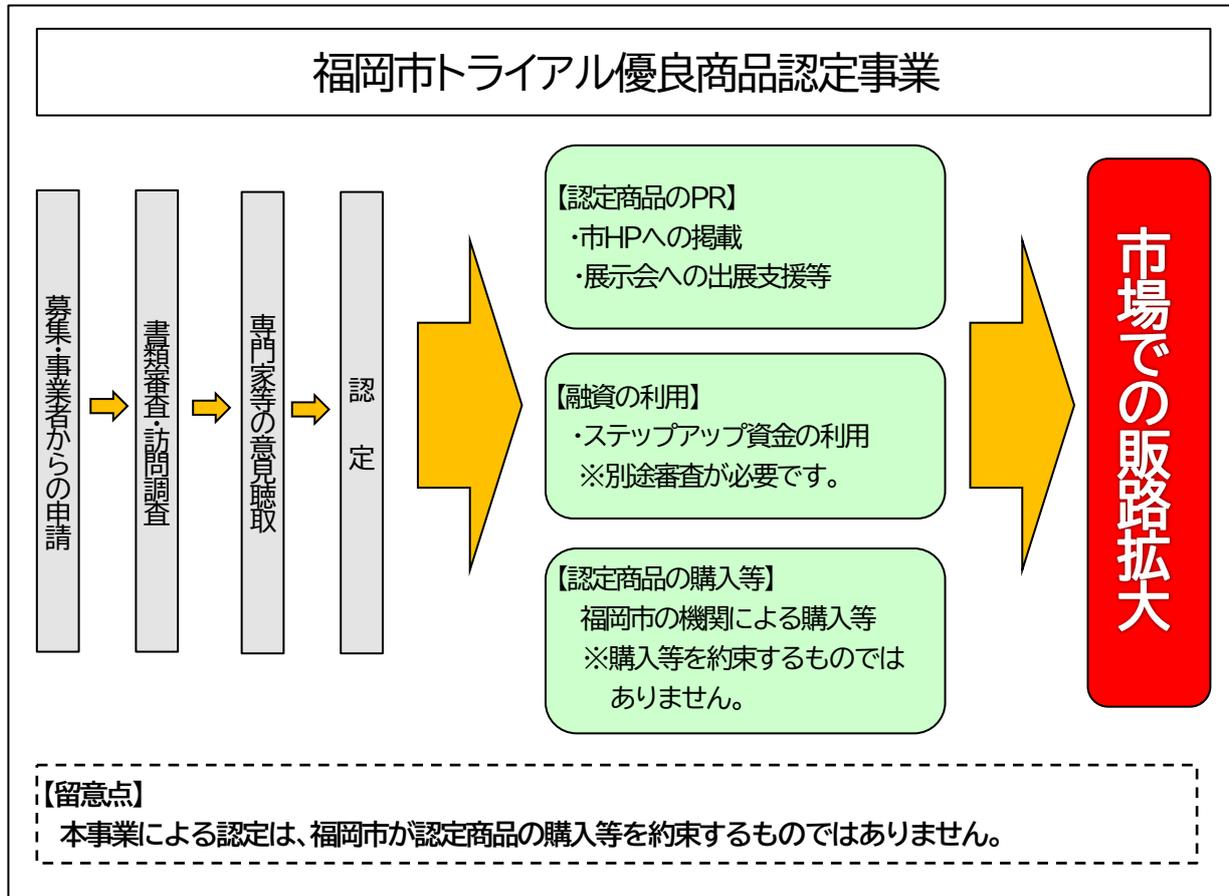
電話：092-441-2027

FAX：092-441-3211

E-mail：keieishien.EPB@city.fukuoka.lg.jp

## 1 事業の概要

この事業は、優れた新商品等(物品又は役務)を販売又は提供する市内の中小企業者を「福岡市トライアル優良商品創出者」、その対象となる新商品等を「福岡市トライアル優良商品」として福岡市が認定し、積極的にPR等を行うことにより、中小企業の販路開拓を支援するものです。



## 2 認定のメリット

- (1)認定商品は、福岡市のホームページへの掲載、展示会への出展支援など広くPRします。
- (2)認定を受けることで、その認定期間中は、福岡市商工金融資金のステップアップ資金の申し込みが可能になります。(融資には別途審査があります。)
- (3)福岡市の機関が認定商品とその認定期間中に購入等(物品の購入及び借入、役務の提供)する場合は、競争入札制度によらない随意契約の方法により契約を締結することができます。
  - ※ 福岡市の機関と随意契約できるのは、福岡市トライアル優良商品創出者として認定された事業者です。代理店等とは随意契約できません。
  - ※ 認定自体が認定商品の購入等を約束するものではありません。
  - ※ 認定商品の市の機関による購入を希望される事業者は、公民連携ワンストップ窓口「mirai@（ミライアット）」において、認定商品に対するニーズを持った部署の紹介や購入にむけた調整などの支援を受けることができます。

### 3 応募資格

認定を受けられるのは、以下の要件をすべて満たす方です。

(1)市内に本店又は主たる事務所を有し、事業を営んでいる者であり、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者及び同法上に規定のない法人等で別表第1に定めのあるものであること。

※ 申請者が会社の場合は、市内に登録された本店を有することが必要です。

※ 申請者が個人、組合等の場合は、市内に主たる事務所を有することが必要です。

(2)福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと。

(3)申請から認定の期間において、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止中措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること。

(4)福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5)個人事業者が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。

#### 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

## 別表第1

(中小企業者)	(下記のいずれかを満たすこと)	
	業種区分	資本金の額又は出資の総額
① 製造業、建設業、運輸業(⑤を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業(⑥⑦を除く)	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑧ その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下

### 福岡市暴力団排除条例(平成22年6月24日条例第30号)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 市民等 市民及び事業者をいう。

## 4 対象商品

本事業の対象商品は、市内の中小企業者(市内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者)が販売又は提供を開始してから5年以内である物品又は役務(自ら開発し、消費者へ直接販売又は提供するものに限る。)です。

ただし、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、工事における工法及び技術は除きます。

### ※ 物品と役務について

○ 物品・役務(サービス)のいずれかの区分を選択して申請してください。

#### 【物品】

- ・ 既製品として生産されるもの。
- ・ 物品等買入れ契約により調達されるもの。

#### 【役務(サービス)】

- ・ 各種サービスの提供を行うもの。
- ・ 発注者の仕様により生産・提供されるもの。

(参考)

- ※ 商品単体で動作するソフトウェアなど、その物品のみで機能・性能の提供が可能なものは、物品に区分されます。
- ※ 物品のみでは機能・性能の実現が困難なものは、役務(サービス)に区分されます。

## 5 認定基準

認定を受けるためには、上記3、4に該当する他に以下の認定基準をすべて満たす必要があります。  
認定基準については、福岡市が設置する検討会において専門家の意見を聴取のうえ判定します。

- (1)新商品等が、既存の商品等とは著しく異なる優れた使用価値を有していること。
- (2)新商品等が、技術の高度化、生産性の向上又は市民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3)新商品等の生産、提供及び販売の実施方法や資金の額及びその調達方法が適切なものであること。
- (4)申請の内容が関係法令に違反しない又は違反する恐れがないこと。
- (5)申請の内容が公序良俗に反しない又は反する恐れがないこと。

## 6 認定期間

認定の通知をした日から2年後の年度末まで認定期間となります。  
(令和7年度は、認定を通知した日から令和10年3月31日まで)

## 7 認定手続きの流れ

### (1)認定申請書の作成・提出

申請書の項目をすべて記載してください。

↓

### (2)書類審査・訪問調査

提出書類に基づき、認定要件を満たしているかを審査します。また、事業を行う場所に訪問し、調査員による調査を行います。企業概要、事業内容及び商品について説明できる方のご対応をお願いします。  
調査の日程は、随時調査員と調整していただきます。

↓

### (3)専門家等への意見聴取

学識経験者等で構成する「福岡市トライアル優良商品認定事業評価検討会」による専門家の意見を伺います。

※ 申請者に商品・申請内容について説明していただき、質疑を行います(オンラインにて実施予定)。

↓

### (4)認定事業者の決定

認定事業者の適否(採択及び不採択)については、速やかに申請者に対して書面をもって通知します。

↓

### (5)認定事業者・認定商品の公表

認定事業者や認定商品の名称等を認定期間終了まで福岡市ホームページ等で公表します。

## 8 スケジュール

認定事業者の決定を2回に分けて行います。

	第1期	第2期
認定申請書の作成・提出	令和6年11月～令和7年5月 (5月31日必着分まで)	令和7年6月～10月 (10月31日必着分まで)
書類審査	令和6年11月～令和7年6月	令和7年6月～11月
訪問調査	令和7年6月～7月	令和7年11月～12月
専門家等への意見聴取	令和7年7月頃	令和7年12月頃
認定事業者の決定	令和7年8月頃	令和8年1月頃
認定事業者・認定商品の公表	令和7年8月頃	令和8年1月頃

\*令和7年11月以降に提出された認定申請書については、令和8年度に審査いたします。

## 9 申請方法

「福岡市トライアル優良商品認定申請書(様式第1号)」に以下の書類を添付し、提出先に郵送、持参または電子メールにて、1部提出してください。

\*申請書様式は、福岡市ホームページからダウンロードできます。

([http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/business/trial\\_gaiyou\\_3.html](http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/business/trial_gaiyou_3.html))

### <添付書類>

(1)実施計画書

(2)法人にあっては、定款及び登記事項証明書の写し、個人にあっては、住民票記載事項証明書(住民票が市外にある場合は、市内に主たる事務所を有することが確認できる書類)。

ただし、いずれの証明書も申請日前3カ月以内に交付を受けたものに限る。

(3)市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)又は市税に係る徴収金の滞納状況照会に関する同意書(様式第2号)

※同意書(様式第2号)を提出する場合は、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書の添付を省略できます。

(4)直近2営業期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

(これらの書類がない場合にあっては、直近1年間の事業内容等を記載した書類)

(5)その他新商品の詳細がわかる資料

(パンフレット、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類)

(6)役員名簿(暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用)(様式第3号)

(7)申立書(個人の場合)(様式第4号)

(8)その他市長が必要と認める書類

## 10 提出先・お問い合わせ先

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル2階

福岡市 経済観光文化局 総務・中小企業部 経営支援課 事業支援係

電話 092-441-2027

E-mail keieishien.epb@city.fukuoka.lg.jp

## 11 留意事項

- (1)福岡市が認定商品の購入等を約束するものではありません。
- (2)福岡市が認定商品の品質等を保証するものではありません。
- (3)審査の途中経過及び審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- (4)申請書等の提出された書類は返却いたしません。
- (5)認定基準に適合しなくなった場合や虚偽の申請を行った場合には、認定を取り消すことがあります。